

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 181)

所在地 名 称 代氏 表 者 名		第 号
		平成 年 月 日
	殿	
		税 務 署 長 財 務 事 務 官
		④

**外国銀行等に対する源泉徴収の  
免除証明書を交付できないことの通知書**

貴社は、租税特別措置法第42条の2の2の規定により読み替えられた所得税法第180条第1項に規定する要件を備えていない又は租税特別措置法第42条の2の2に規定する外国法人に該当しないと認められますので、平成 年 月 日付で申請のあった外国銀行等に対する源泉徴収の免除証明書は交付できませんから通知します。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に  
税務署長に対して異議申立てをすることができます。

(規格 A 4)

15. XX 改正

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 176)

所在地 名 称 代氏 表 者 名		第 号
		平成 年 月 日
	殿	
		税 務 署 長 財 務 事 務 官
		④

外国銀行等に対する源泉徴収の免除証明書を  
交付できないことの通知書

貴社は、租税特別措置法第42条の2の規定により読み替えられた所得税法第180条第1項に規定する要件を備えていない又は租税特別措置法第42条の2に規定する外国法人に該当しないと認められますので、平成 年 月 日付で申請のあった外国銀行等に対する源泉徴収の免除証明書は交付できませんから通知します。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月  
以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。

(規格 A 4)

13-07